

農作物共済単位当たり共済金額選択要領について

平成12年3月31日
12農経B第1239号
農林水産省経済局長
知 事 宛

改正 平成16年4月1日15経営第7414号、18年10月13日18経営第4103号、19年11月9日19経営第4763号、21年3月27日20経営第7157号、23年7月5日23経営第793号、23年12月26日23経営第2313号、25年5月16日25経営第416号

農業災害補償制度の改正に伴い、「農作物共済単位当たり共済金額選択要領」を別添の通り定めたので、組合等の御指導をよろしくお願いします。

なお、この要領は、平成12年産の水稻、陸稲及び平成13年産の麦から適用するものとし、昭和38年12月26日付け38農経B第4027号によって通達した「農作物、蚕繭共済単位当たり共済金額選択要領」は平成12年産の麦及び蚕繭まで適用した後廃止するから御了知下さい。

【別添】

農作物共済単位当たり共済金額選択要領

この要領は、農業共済組合及び共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）が、農業災害補償法及び同法施行規則の規定に基づいて、農作物共済の単位当たり共済金額を選択する場合の事務処理方法を定めたものである。

第1 選択の区域又は地域

農作物共済の共済目的の種類等別に農作物共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに（組合等が危険段階の別を定めた組合にあっては、危険段階別に）定めるものとする。ただし、組合等が共済規程等で、組合員等の申し出によりこれと異なる金額を選択できる旨を定めてある場合には、申し出のあった金額によるものとする。

第2 選択の方法及び時期

組合等の単位当たり共済金額の選択は、共済責任期間の開始までに組合にあっては総会（又は総代会）、市町村にあっては議会の議決により行う。

なお、第1のただし書により個人選択を認めた組合等にあっては、別に組合等の定める時期まで

に希望組合員等から別紙様式第 1 号（様式例）による申出書を提出させる。

第 3 選択の単位当たり共済金額

組合等の単位当たり共済金額の選択に当たっては、別に定められる単位当たり共済金額の範囲内において農家の負担する共済掛金と支払共済金との関連等を慎重に検討して決定する。

第 4 選択結果の都道府県に対する報告及び共済規程等の変更

組合等は、単位当たり共済金額の選択結果を別紙様式第 2 号による組合等単位当たり共済金額報告書により、都道府県の指示する一定期日までに前年との差異の有無にかかわらず報告し、必要に応じ共済規程等の変更手続を行う。

第 5 選択結果の都道府県における検討

都道府県は、組合等から提出された組合等単位当たり共済金額報告書の内容を危険段階基準共済掛金率等報告書と照合、検討する。また、引受通知書及び損害評価書につき別途送付されるデータの提出があった場合は、これと照合し、不突合のある場合は、組合等単位当たり共済金額報告書に従い訂正させる。

第 6 選択結果の農林水産省に対する報告

都道府県は、組合等の単位当たり共済金額の選択結果を組合等単位当たり共済金額報告書の写しにより農林水産省の指示する期日までに報告する。

第 7 選択結果の変更

共済責任期間開始後における選択結果の変更は、選択制の趣旨及び事業運営の面から好ましくないもので、認めないものとする。

[別紙]

様式第1号（様式例）

単位当たり共済金額選択申出書

農作物共済の 共済目的の種類等	危険段階 区 分	選 択 共 済 金 額					
		交付申請者以外	交付申請者	飼料用	米粉用	ビール用	種子用
水 稲		円		円	円		
陸 稲		円					
秋 ま き 小 麦		円(パン	円)				円
秋まき2条大麦		円				円	円
秋まき6条大麦		円					円
秋 ま き 裸 麦		円					円
春 ま き 小 麦		円(パン	円)				円
春まき2条大麦		円				円	円
共済事故等 による種別			地 区 名				
申 出 月 日	月 日	組合員等氏名	印		共済番号		

（記入注意）

- ① 単位当たり共済金額は組合（又は市町村）が共済規程（又は条例）で個人ごとの選択のために
定めた金額のうちから選んで記入して下さい。
- ② 選択共済金額欄の「交付申請者以外」、「交付申請者」については、麦の報告の際にどちらか
に○印を付けて下さい。
- なお、交付申請者とは、経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の交付を申請をする者を
いいます。
- ③ パン・中華麺用の小麦は、(パン 円)欄に記入して下さい。

（注）① 共済事故等による種別、危険段階区分、地区名、共済番号は、組合等において記入する
こと。

② 組合等は、申出書について金額等を照合検討したのち、様式第2号により都道府県に報告
する。

様式第2号

平成 年 産 組 合 等 単 位 当 たり 共 済 金 額 報 告 書

知事殿

平成 年 月 日
〇〇農業共済組合組合長理事 印
〇〇市(町村)長 印

農作物共済の 共済目的の種類等		組合等番号	
--------------------	--	-------	--

農業災害補償法第106条第2項及び同法施行規則第27条の8の規定により単位当たり共済金額を定めたので、次のとおり報告します。

共済規程等の改正年月日:平成 年 月 日(注:単位当たり共済金額についての共済規程等の最終改正年月日を記入してください。)

種別		単位当たり共済金額(円)				組合員等数(戸)			
危険段階区分	パン	交付申請者以外	交付申請者	飼料用(又はビール用)	米粉用(又は種子用)	交付申請者以外	交付申請者	飼料用(又はビール用)	米粉用(又は種子用)

- (注意) 1 農作物共済の共済目的の種類等欄は、「水稻」、「水稻2回作」、「陸稲」、「秋まき小麦」、「秋まき2条大麦」、「秋まき6条大麦」、「秋まき裸麦」、「春まき小麦」、「春まき2条大麦」等を記入する。
- 2 種別欄は、引受要綱第1章第3節の規定の共済事故等による種別のうち該当のものを記入する。
- なお、選択した単位当たり共済金額が同一である共済事故等による種別については、一括して記入して差し支えない(例:一筆3割・4割・5割、半相殺2割・3割・4割において選択した金額が同じ場合は「一筆3・4・5、半相2・3・4」と、事故除外方式を除く9の種別(一筆・半相・全相の3方式及びそれぞれ3つの支払開始損害割合)全てにおいて選択した金額が同じ場合は「全て」と、事故除外方式を含む18の種別全てにおいて選択した金額が同じ場合は「全て(事故除外を含む)」とまとめて記入)。
- 3 危険段階区分欄は、危険段階別に基準共済掛金率を定めた場合に「農作物危険段階基準共済掛金率設定要領」により決定したものを1、2、3、…の順に記入する。
- なお、選択した単位当たり共済金額が同一である危険段階については、一括して記入して差し支えない(例:危険段階数が5段階で各危険段階において選択した金額が同じ場合は「1～5」とまとめて記入)。
- 4 単位当たり共済金額欄は、組合等が選択したものを「◎」を付して記入し、次に個人選択のものを金額の高い順に記入する。
- なお、「飼料用(又はビール用)」及び「米粉用(又は種子用)」の欄については、水稻の場合には「飼料用」及び「米粉用」とし、麦の場合には「ビール用」及び「種子用」とし、「交付申請者」の欄については、水稻及び陸稲の場合には空欄とする。
- また、パン・中華麺用の小麦については、パン・中華麺用以外の小麦について記入した最終行の下に、パン欄に○を記入し、単位当たり共済金額欄にパン・中華麺用以外の小麦と同様に金額を記入し、「ビール用」及び「種子用」の欄は空欄とする。